

## 第 66 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 25 年 7 月 26 日（金） 13 : 00 ~ 14 : 05

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用 1208 会議室

3 出席者

### 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、  
椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 51 号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (2) 諮問第 54 号の答申「特定サービス産業実態調査の変更について」
- (3) 諮問第 55 号「工業統計調査の変更について」
- (4) 部会に属すべき専門委員の指名等
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから第66回「統計委員会」を開催させていただきます。

本日は、安部委員、川本委員が欠席でございます。なお、深尾委員、北村委員、縣委員は遅れていらっしゃるということでございます。

7月に委員会に御出席いただいておりますオブザーバーと事務局に人事異動がございま

した。御挨拶いただきたいと思います。

まず、内閣府の杉田経済社会総合研究所長、お願いします。

○杉田内閣府経済社会総合研究所長 内閣府の経済社会総合研究所の杉田でございます。よろしく願いいたします。

○樋口委員長 続きまして、厚生労働省、姉崎統計情報部長、お願いします。

○姉崎厚生労働省大臣官房統計情報部長 姉崎と申します。よろしく願いいたします。

○樋口委員長 経済産業省、牧内大臣官房調査統計審議官、お願いします。

○牧内経済産業省大臣官房調査統計審議官 牧内でございます。よろしく願いいたします。

○樋口委員長 東京都にも異動がございました。東京都、中村総務局統計部長、お願いいたします。

○中村東京都総務局統計部長 中村でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○樋口委員長 続きまして、総務省、横山統計企画管理官、お願いします。

○横山総務省政策統括官付統計企画管理官 横山と申します。どうかよろしく願いいたします。

○樋口委員長 よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、用意されております資料について御説明をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 それでは、本日の議事と資料を確認させていただきます。

議事次第を御覧いただきたいと思います。議事は全部で6つございます。本日は、諮問に対する答申が2つ、諮問が1つでございます。

まず、議事の1番、諮問第51号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」でございます。対応する資料は、資料番号の1です。

それから、議事の2番目、諮問第54号の答申「特定サービス産業実態調査の変更について」でございます。対応する資料は、資料2でございます。

それから、議事の3番、諮問第55号「工業統計調査の変更について」でございます。

あわせて、これに基づきまして、工業統計調査の変更について審議いたします部会に属すべき専門委員の指名等がございます。対応する資料は、資料3及び資料4です。

それから、議事の5番目、部会の審議状況についてでございます。対応する資料は、資料5でございます。

あと、ほかに参考といたしまして、前回の統計委員会議事概要を準備しております。

資料は以上でございます。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

議事次第にございますように、まず、諮問第51号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について（案）」、産業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷部会長 それでは、説明させていただきます。

諮問第51号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」は、5月17日に開催されました統計委員会で総務大臣から諮問され、産業統計部会に審議が付託されました。

本件に関しましては、これまで5月から6月にかけて、計3回の部会で審議を行っております。答申案を取りまとめるに至りましたので、こちらで御報告させていただきます。

まず、報告の大枠としては、第38回の部会の概要の報告がまだでしたので、それについて報告をするということと、それから、答申案そのものに関して報告をさせていただきます。

まずは第38回産業統計部会の結果概要につきましましては、資料1の参考資料の「第38回産業統計部会の結果概要」というのがございます。

部会では、今回調査事項の変更に関して適当であるという判断がなされたのですけれども、調査組織、調査の負担に関して、愛知県及び東京都から質問及び意見が出され、これらに関して調査実施者から説明が行われました。

その結果、地方公共団体から出された意見を踏まえて、実査を担当する地方公共団体において、調査組織の変更に伴う実務負担について懸念が示されていることから、調査実施者は、地方公共団体におけるさらなる事務負担の軽減方策について、地方公共団体と十分に調整する必要があると答申に記載することといたしました。

これは、今回、調査のやり方が少し変更されるのですけれども、それに伴って、負荷のかかり方が必ずしも一様でなくて、実際にそれが解決可能な形できちんと実務が回るのかということが地方公共団体の懸念でありましたので、それに関しては、調査実施者から十分に対応していただくという結論が得られました。

次に、事務局から説明されました答申案については、おおむね適当であると判断いたしました。答申の一部に関しては修正意見が出されまして、部会において検討した結果、最終の修正案については、私、部会長に一任されるという形で第38回の部会を終わっております。

なお、経済産業省から、統一基準に該当すれば軽微となることについて、委員会の審議または議事録に答申上明記してほしいという要請がありました。これに関しましては、何が軽微な案件であるかという判断に関しては、平成21年3月9日統計委員会決定により、9類型が例示され、例示によって「軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び部会の長が、軽微な事項か否かを判断する」とされていますので、その原則に従うものとしていたしました。

簡単ですけれども、第38回の部会の概要に関しては以上でございます。

それでは、資料1の方に戻っていただきまして、答申案そのものについて説明をいたします。

答申案は、1ページ以下で本調査の計画の変更について、続いて、7ページ目から8ページ目までにかけて、前回答申等における今後の課題への対応について、最後の8ページ目に今回の今後の課題というのが出ておりまして、全体で3部構成となっております。こ

の3部構成に従って説明をいたします。

まずは1ページ目の方に戻っていただきまして、1の本調査計画の変更ですけれども、まず、1の(1)承認の適否に関しては、統計法第10条各号の各要件いずれにも適合しているため、「経済産業省生産動態統計調査」の変更の承認をして差し支えないとしております。

続きまして、(2)本調査の変更に係る基本的な考え方等についてということですが、本調査の変更に係る基本的な考え方は、調査票の枚数が111に及ぶという、詳細かつ大規模なものということになっておりますので、調査事項の基本的な考え方は、全調査に共通しております。そこで、経済産業省では、全調査票に共通する視点で調査事項の見直しを行い、統一した基準、これを「統一基準」と呼んでいますけれども、統一基準を作成して、それに基づいて変更事項を検討したと説明しております。

したがって、本調査の変更を審議するに当たっては、まず、調査の変更に係る基本的な考え方について合理性があるか否かを判断して、統一した基準がその考え方に基づいて適切に作成されているかどうかという手順で審議をいたしました。

本調査の諮問内容とは直接関係しませんが、考え方及び統一した基準については、参考1及び参考2として、資料1の後ろの方についておりますので、後で御覧ください。

なお、過去において行ってきた変更も、本変更と同様に統一基準を設けておりましたが、平成22年の統計委員会等答申時の部会長報告において、経済状況等の変化に必ずしも対応していないとして、「その基準を見直していく必要がある」とされており、そのことに対する対応が今回行われたということになっております。

今度は、統一基準について特に議論のあった箇所について説明をさせていただきます。

まずは、(ウ)の内訳項目が2ページ目にあるのですけれども、今回、変更の一つで「調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているもの」を一般統計調査へ移行することとしておりました。しかし、一般統計調査への移行に関しては、当初、鉄鋼等の調査票に限定していましたが、統一基準で特定の調査票に限定することは必ずしもないのではないかという指摘を踏まえまして、全調査票が対象となるような対応をしたものについては、合理的であると判断しました。なお、査計画に対する判断と区別するために、「合理的」という記載をしております。

その一方で、基幹統計調査から一般統計調査へ移行するに当たっては、既存の移行状況等を踏まえて慎重に検討するとともに、そのまま形式的に移行するのではなくて、報告者の負担軽減等に十分配慮する必要があることから、8ページにある3の今後の課題において、本課題について明記をいたしました。

次に、3ページ目の(ク)調査対象範囲がありますけれども、要は「裾切り」になるのですけれども、「代表性の確保に配慮しながら一定規模以上の事業所を対象とする裾切り調査」への切りかえに関する記述というのを削除することとしています。

これに関しては、効率的な調査が実施されないような場合に、調査対象が十分な大きさ

を有しているものに関しては、調査結果への影響を考慮しながら、調査範囲の見直し等の検討を行うことを意味するものであって、また、今回、文言を削除しておりますけれども、裾切り調査への切りかえを妨げるものではなく、基本的な考え方等に則していることから、合理的であると判断いたしました。

ただ、裾切り調査に関しては、本来であれば全数で調査することが望ましいことは言うまでもありませんので、かなり多くの懸念が示されましたが、委員から、対象範囲の見直しに当たっては、従業員数だけではなくて、生産額、出荷額、母集団の大きさ等、重要と考えられる項目についても考慮する仕組みの導入を考えるべきではないかという指摘がありましたので、それを踏まえて、8ページ目にございます今後の課題の（1）において、その点について明記しております。

次は（3）の調査計画に係る調査項目等の変更理由ということで、答申のページ数で言うところ4ページということになります。ここから今回の諮問の対象となる調査計画の部分です。

（3）の調査計画に係る調査項目等の変更理由において、本調査の変更事項について、変更理由について確認をした上で、全111枚の調査票について、先ほどの統一基準に沿った形で各種調査項目等の変更が行われているかどうかを一つ一つチェックし、適当であるかどうかというのを判断いたしました。

7ページまでにその判断に関してどうだった、こうだったという結論が書いてありますが、全て適当であると判断しております。

今度は、その他の変更ということで、答申で言いますと、6ページ目のエです。

調査組織の変更においては、第38回の産業統計部会の概要で報告いたしましたとおり、地方公共団体への調査負担等を考慮しながら、経済産業省がそれに対応できるように十分な注意を払っていただくこととしております。

以上が本調査計画の変更についてという部分の説明でございます。

今度は、前回の答申等における今後の課題への対応というところですが、資料で言うところ7ページになります。

これに関しましては、経済産業省から、①から④のとおり回答が示されております。それが7ページ目から8ページ目までに記載してあります。

結論といたしましては、①③及び④は、今後の課題のうち、可能なものについては全て対応していただきましたので、適当であると判断しております。

一方で②ですけれども、8ページに載っています。②については必ずしも具体的な案が出ているわけではありませんが、部会で4省庁6生産動態統計の一元化について、会議及び経済産業省において開催した統一基準見直しの研究会で議論を行った上で、対応は困難であるとされており、本部会でも確認した上で、適当であると判断いたしました。

最後に、今後の課題ということですが、8ページ目にございます。まず、これについて課題を2つ記載しております。

まず、(1)の方ですけれども、先ほど、統一基準の変更の(ク)調査の範囲において説明した際にも触れたことですが、裾切りの調査に関しては、対象範囲の見直しに当たって、従業員数だけではなく、生産額や出荷額、母集団の大きさ等、重要と考えられる項目についても考慮する仕組みを導入する必要があるのではないかという指摘がありましたから、本課題について明記しております。

なお、本調査結果が活用されている加工統計作成者との話し合いの場を設けていることについても指摘がございましたので、利用者側である加工統計作成者の意見も聞いた上で検討する必要があるとしております。

今度は(2)ですけれども、(2)につきましては、先ほど統一基準の変更の(ウ)の内訳項目について説明した際に触れましたけれども、基幹統計調査から一般統計調査へ移行するに当たって、既存の移行状況等を踏まえて慎重に検討するとともに、そのまま形式的に移行するのではなくて、報告者の負担軽減に十分配慮する必要があるとしました。

以上で答申の内容についての説明は終わりですけれども、これは部会で私が申し上げたことと少し違いますが、特に申し上げていなかったことですけれども、今回、「裾切り」がいろいろな分野で導入されるということに関して、かなり心配する専門委員が多くおられました。この背景には、調査に関する予算の削減というのがかなり大きく効いていて、本来であればやるべき調査というのがだんだんできない状況にある。国においても予算が削減されているし、地方においても統計の予算が削減されて、これが大きな背景があって、今回、統一基準、何が統計を作る上で大切なことなのかというのを、予算の削減という状況の中で見直した。その対応のあり方がこうだということですので、是非統一基準の見直しという形式的な部分だけではなくて、かなり統計調査が厳しい状況に置かれている、その状況のもとでの議論であったのだということは、部会長として一番最後に申し上げておきたいと思います。

以上です。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

経済産業省、何かございますか。

○新井経済産業省大臣官房鉱工業動態統計室長 特にございませぬ。

○樋口委員長 今、要望で予算カットについての対応を、今後もなるべくカットしないのできる状況を作ってほしいというふうに御要望していただけますか。

○新井経済産業省大臣官房鉱工業動態統計室長 特にそれについては1セッションでは申し上げられないことだと思います。済みませぬ。

○樋口委員長 東京都はどうでしょう。この案について。

○中村東京都総務局統計部長 私共の意見も取り入れていただきましたので、これで結構だと思います。

○樋口委員長 それでは、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

だんだん裾が切られて短くなっていくというのがやはり懸念されることだと、皆さん同じように心配しているかと思しますので、これはリソースの問題として、また基本計画部会の方でも議論したいと思えます。

よろしければ、答申案についてお諮りしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、「経済産業省生産動態統計調査の変更について」、本委員会として答申資料1のとおりとしたいと思えますが、お認めいただけますでしょうか。

(一同うなずき)

**○樋口委員長** ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。資料1によって総務大臣に対し答申します。

産業統計部会に所属されている委員の皆様、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、次に議題に移りたいと思えます。もう一件、答申案件がございます。

諮問第54号の答申「特定サービス産業実態調査の変更について(案)」につきまして、これはサービス統計・企業統計部会の廣松部会長から説明をお願いします。

**○廣松部会長** 諮問第54号「特定サービス産業実態調査の変更について」については、平成25年6月21日に開催されました統計委員会に総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されたものであります。

本件に関しましては、これまで計2回部会での審議を行い、答申案を取りまとめましたので、御報告申し上げます。

説明させていただく時間が10分程度のようなので、答申案に至る部会結果の概要につきましては、ごく簡単にポイントのみを説明させていただき、詳細は答申案の説明をもってかえさせていただきます。

まず、部会の結果概要についてでございますが、お手元の資料2の参考資料1に第38回及び第39回の結果概要をつけております。

第38回部会、これは今回の諮問の第1回目の部会審議に相当いたしますが、この概要につきましては、今、御紹介いたしました資料2の参考資料1の1ページから4ページでございます。

今回の変更につきましては、全体といたしまして、調査実施者の説明に対して、適当もしくは、やむを得ないという判断をいたしました。

なお、都道府県経由の調査員調査から民間事業者による郵送調査への移行については、委員から、回収率や結果精度の低下が懸念されることから、十分な対応をとる必要があるとの意見が出されました。

続きまして、第39回部会、第2回目の部会でございますが、この結果概要に関しましては、参考資料の5ページから8ページでございます。

まず、事務局から答申案の素案について説明が行われた後、項目別に審議をいたしまして、その結果、内容については一部修正の上、了承されました。内容については、後ほど

御説明いたします。

部会におきまして了承された後、委員から、民間事業者による郵送調査への移行について、回収率や結果精度について懸念が示されたことに関しまして、私の方から、今後の業務において今回の部会での議論を可能な限り反映させていただきたい旨、調査実施者にお願いをいたしました。

結果概要につきましては、簡単ですが、以上でございます。

それでは、続きまして、答申案について、ポイントを中心に説明をさせていただきます。資料2の1ページを御覧ください。

答申案は、1ページに「1 本調査計画の変更」、2ページに「2 前回の答申における今後の課題への対応」、3ページに「3 今後の課題」を記載するという3つで構成しております。以下、順に御説明いたします。

まず、資料2の1ページの「1 本調査計画の変更」のうち、(1)承認の適否につきましては、統計法第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、平成26年に実施する特定サービス産業実態調査の変更を承認して差し支えないといたしました。

(2)として理由等でございますが、まず「ア 報告を求めるために用いる方法の変更」のうち、(ア)変更事項1でございます。この理由等においては、今回諮問されました計画の変更等に係る事項について、変更内容ごとにその判断の理由を記述しております。

まず、2ページ目の(ア)の変更事項1についてですが、経済産業省の申請では、調査系統について、都道府県を経由した調査員調査から民間事業者による郵送調査に移行する計画であります。

これにつきましては、諮問時に委員長からも御指摘がございましたので、十分検討した結果、①結果精度や回収率の確保の面で懸念があるものの、経済産業省において現在考えられる最大限の努力をすとしてしていること、②都道府県の事務負担の軽減に資すると考えられることから、やむを得ないと判断をいたしました。

ただし、民間委託による郵送調査を適正に実施するため、民間事業者に対する進捗管理の徹底などといった取組をこれまで以上に行う必要がある旨も明記しております。

続きまして、変更事項2についてでございますが、民間事業者への業務委託内容について、審査・集計まで拡大する計画であります。

これにつきましては、審査・集計が従来と同じ基準で実行されるかという懸念が示されてございますが、経済産業省から民間事業者に対して、ノウハウ等をまとめたマニュアルの提供といった取組を行うとともに、経済産業省において最終的な確認を行うとして、②調査に係る業務を一元的に民間事業者に委託することにより統計業務全体の効率化に資すると考えられることから、やむを得ないと判断をいたしました。

ただし、結果精度を確保するため、審査・集計に係るノウハウの継承といったさらなる対策を十分に行う必要がある旨も明記いたしております。

続きまして、イ、基準となる期日の変更でございます。



これは、平成26年調査であることを踏まえた修正であり、適当と整理いたしました。

ただし、地方公共団体から、本調査と経済センサス基礎調査及び商業統計調査の実施時期が重複することに強い懸念が示されました。経済産業省は、調査対象事業所から理解が得られるよう、各調査の円滑な実施に資するための対応を十分に行うとともに、地方公共団体とも十分な調整を行う必要がある旨、明記いたしております。

続きまして、2ページの2、前回答申における今後の対応でございます。

経済産業省からは、一部の業種を中心に見直しに向けた情報収集を行っており、今後については、経済センサスー活動調査の実施以降のサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、調査事項の設定について引き続き検討していくとの説明がございました。

現時点では、経済センサスー活動調査の結果がまだ公表されておられません。したがって、今回の結論といたしましては、これまでの検討の方向性については適当としつつ、引き続き、3の今後の課題で示した方向で検討する必要があると判断をいたしております。

最後に、3ページの3、今後の課題に関してであります。ここでは課題を2つ記載しております。

まず、(1)として本調査の今後の在り方についてでございますが、平成24年経済センサスー活動調査の結果を踏まえ、関係府省との連携を図りつつ、サービス産業分野における統計の体系的整備の中で、引き続き抜本的な系統を行う必要がある旨、記載をしております。

次に(2)各業種の特性に対応した調査事項の設定についてでございますが、上で指定いたしました本調査の今後の在り方の検討の結果を踏まえつつ、引き続き検討する必要がある旨、記載をしております。

先ほども申しました、今回の諮問の審議では、平成24年の経済センサスー活動調査の結果がまだ公表されておられませんので、具体的な検討までは至らなかった点については残念でございますが、平成26年調査の準備のためには、今回の答申が必要であると考えて、こういう形での答申をまとめた次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

私も詳細についていろいろ話を聞かせていただきました。今、廣松部会長から御説明ありましたような、幾つか懸念される事項があるということで、今回のこの答申は、御指摘のように、平成26年に実施されるものに限定してこれを認めるということでありまして。その後については、26年の実施結果を見て再度検討していくということが付されていると解釈しております。

その際、今までのものに比べて調査方法が大分変更されるというところでありまして、2ページ目の頭の方の、現在と変更後というのはこういうことではございますが、調査票の印刷及び審査・集計までが今回民間委託ということになる。審査・集計のところまでという

ので、これで丸投げになっては困るところでございまして、入札方法において、統計の質が低下しないような方法を講じてほしいという注文もついているかと思っておりますので、実施部局において、よく御検討いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

よろしければ、この答申案についてお諮りしたいと思います。

「特定サービス産業実態調査の変更について」、本委員会の答申は資料2の案のとおりとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(一同うなずき)

**○樋口委員長** どうもありがとうございました。

それでは、資料2に従いまして総務大臣に対し答申いたします。ありがとうございました。

サービス統計・企業統計部会に所属される先生方におかれましては、御審議どうもありがとうございました。

それでは、第3の議事に移ります。

諮問第55号「工業統計調査の変更について」、これは総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

**○山田総務省政策統括官付統計審査官** それでは、諮問の概要につきまして、御説明させていただきます。

お手元資料3を御用意くださいませ。

今回の諮問案件は、お手元資料3のとおり、諮問第55号「工業統計調査の調査計画の変更について」ということでございます。私の方からは、審査を担当する立場から、調査の概要、主な変更内容、そして、本委員会で御審議いただきたい重点事項の計3点について、簡単に御説明をいたします。

まず、1点目は、調査の概要でございます。

お手元クリップを外していただきまして、「資料3の参考」という束を御用意いただければと思います。こちらの資料のさらに5ページ目をお開きくださいませ。横長の資料になってございます。

左上の枠にございまして、本調査の目的でございますけれども、本調査は、我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るということを目的とするものでございまして、いわば「製造業の国勢調査」に相当するというような調査でございます。明治42年から前身の調査が始まりまして実施されておまして、大正9年以降は、原則として毎年調査が実施されているという状況でございます。

調査の対象といたしましては、2段目のところでございますけれども、日本標準産業分類に掲げられております「大分類E－製造業」に属します事業所ということになりまして、調査票としましては、甲乙2つの調査票がございます。甲調査では、従業者30人以上の事業所、乙調査では、従業者4人以上29人以下の事業所について調査を行っております。

対象数は、甲調査で約6万5,000事業所、乙調査で約29万事業所という形になってございます。

主な利用状況でございます。1枚おめくりいただきまして、7ページ目でございます。主な利用の代表例でございますけれども、まず(1)国や都道府県の施策立案の基礎資料としまして、地方交付税の算定ですとか、国土形成計画の策定のための基礎資料、あるいは東日本大震災発生時における被災地の製造業規模把握のための基礎資料という利用もございますし、都道府県・市町村での利用ですと、地域の産業政策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料としても使われてございます。

また、二次統計等の作成のための基礎資料ともなっておりますし、企業あるいは大学での利用という形でも、幅広く使われているという状況になってございます。

続きまして、今回の主な変更内容でございます。資料の1ページ目をお開きください。

1ページ目、見出しの2、変更の概要というところがございます。今回の変更の内容は2点になります。

まず1つ目、(1)調査対象の範囲の変更でございます。

調査対象の範囲につきまして、東日本大震災に伴いまして調査対象から除外した区域に含まれる事業所のうち、避難解除等区域に含まれます事業所を今回調査対象に含めると。避難解除された所について対象に戻すということでございまして、それに伴いまして記述の修正を行うというものでございます。

続きまして、(2)調査方法の変更というのが2点目でございます。

本調査の調査系統は、下の表にございますとおり、①で経済産業省本省、都道府県、市町村経由で事業所に対しまして調査員調査で行うという方法。②としまして、本省から民間事業者経由で個々の事業所に届く郵送で送る方法。③としまして、本省から同じく民間事業者経由で企業に送っているという本社一括調査の方法ということで、3つの調査系統で行っております。

今回、この調査系統自体については変更はございません。けれども、この調査系統で、下の図にございますとおり、現在、下の図の右の欄、現行というところがございますとおり、現在の調査の割り振りは、単一事業所を中心に、①の調査員調査による調査というのを原則としております。例外的に、②の従業者が200人以上の事業所、そして③の本社一括調査に賛同いただいた企業については郵送調査という形で調査を割り振っております。

しかしながら、この方法によって調査を行ったとき、同一企業に複数の事業所がある場合につきましては、従業者200人未満は調査員調査、従業者200人以上は郵送調査、さらに本社一括調査に賛同いただいた企業については、傘下事業所分も含めまして郵送調査が実施されるという形になってございまして、事業所の規模の大小、あるいは経済産業大臣の指定の有無によりまして、調査員調査と郵送調査、あるいは個々の事業所を対象とした調査と本社一括調査というものが混在しているという形になっております。このため、調査員調査の対象であります事業所が同一企業の他の事業所と一緒に郵送で調査票を提出するな

ど、事務に混乱が生じていたところでございます。このため、今回、右側の図にありますとおり、調査対象範囲を明確にして混乱を回避しようという変更を行おうとしているところでございます。

説明事項の3点目でございます。本委員会で御審議をお願いしたい重点事項でございます。2ページの3をお開きくださいませ。大きく2点でございます。

まず、(1) 調査員調査及び郵送調査の対象となる事業所の範囲の変更についてでございます。先ほど御説明いたしましたとおり、今回の申請では、調査方法の別により、調査対象範囲を明確化するということにしているところでございます。当該変更、見直しによりまして、従来、調査員調査により実施されていた従業者200人未満の複数事業所に対する調査が郵送調査に移行することとなります。調査員調査の対象となる事業所数が約34万事業所から約30万6,000事業所へと減少することとなります。このため、当該変更に関しまして、結果精度への影響ですとか、回収率の確保の観点から、その適否等について御審議いただきたいというものがございます。

次に(2)でございます。前回承認時における今後の課題についての検討状況ということでございます。

まず、1点目といたしまして、前回承認時におきまして、調査の効率化、簡素化及び統計の正確性の確保の観点から、今後、経済センサスー活動調査の回答状況を検証した上で、調査票を一枚化することについて検討の上、報告するということとされていたところでございます。今回、課題への対応状況について御審議いただきたいというものでございます。

また、2点目でございますけれども、旧制度下の統計審議会答申、平成19年5月の答申でございますけれども、こちらにおきまして、「常用労働者」として調査されている従業者の範囲・概念というものについて、あるいは、労働生産性に係るデータの整備につきまして、また「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」について、区分ごとに把握、公表することについて、そして、報告者負担の軽減の観点から、簡素化・周期化を図ることについてといった点について課題が示されていたところでございます。その対応状況につきましても、今回、御審議いただければと思っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

何か御質問ございますか。

先ほどとの関連ですが、民間事業者への業務委託、これが今回も②③については行われるわけですね。その業務内容、委託内容というのは、先ほどとの対応で言うと、どこになるのでしょうか。これは、変更は今回ないということですか。

**○若林経済産業省大臣官房構造統計室長** 工業統計調査でこれまで民間事業者が審査を行っていたものに加えまして、地方自治体が行っていた審査の一部につきましても、今回、民間事業者に委託する予定で考えております。

○樋口委員長 業務委託内容についても変更申請があると。

○若林経済産業省大臣官房構造統計室長 若干規模の変更はございます。

○樋口委員長 それは触れられていましたか。

○倉田経済産業省大臣官房構造統計室参事官補佐 総合的な審査につきましては、今まで国で行っておりました。今まで地方自治体の方で審査をして、それを国の方で総合的に審査をしていたのですけれども、今回の担当範囲の変更により、地方自治体が行っていた分に関わるものについて、一部、民間事業者の方で審査を行いまして、最終的には国の方で総合的に審査をするということになっております。

○樋口委員長 そうだと思いますが、先ほどの特サビのときに、これは変更事項2という形で、業務委託の内容について審議していましたよね。それに対する答申が先ほど出たわけですが、それと類似したものが、今回、工業統計でも変更されることになりますか。

○若林経済産業省大臣官房構造統計室長 先ほどの特サビの諮問・答申にありましたような、審査から集計まで全面委託という形ではなく、工業統計調査の方は、地方自治体で行っていた審査の一部を民間事業者にお願いをするということですので、範囲的に言いますと委託規模は変わりますが、そんなに大きな変更ではないと考えております。

○樋口委員長 ということは、この業務委託の内容についての変更はないという判断でよろしいですね。

○若林経済産業省大臣官房構造統計室長 それほど大きな変更ではないというふうに思います。

○樋口委員長 そうですか。では、ないという判断で諮問されたということによろしいですね。

○若林経済産業省大臣官房構造統計室長 結構です。

○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 委員長、済みません、1点だけ総務省政策統括官室から補足説明させていただきます。

経済産業省の今回の調査計画の変更と同様の変更が、商業統計調査、特定サービス産業実態調査、それと今回の工業統計調査と3本続いてまいりました。これにつきましては、委員長に御説明した際に、回収率等の低下の懸念とともに、統計の質の確保について御指摘を受けてございます。その件につきましては、サービス統計・企業統計部会の廣松部会長、産業統計部会の西郷部会長とも御相談を進めておまして、最終的に工業統計調査の部会審議の場で、3つの統計調査、いずれも民間委託が絡みますので、整理をさせていただいた上で、工業統計調査の部会審議の結果報告の段階で本委員会に御報告させていただこうかと考えております。

以上、補足させていただきました。

○樋口委員長 わかりました。

それでは、今のような附帯事項もございますが、この場で御質問なければ、本件は産業統計部会に付議したいと考えております。詳細については、また、今、御指摘のありまし

たような内容につきましては、同部会で御審議いただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(一同うなずき)

**○樋口委員長** 西郷部会長、大変ですが、よろしく願いいたします。

それでは、今回、諮問された工業統計調査の変更につきまして御審議いただくため、部会に所属すべき専門委員につきまして、資料4のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、産業統計部会に付議されております農林業センサスの審議状況について、これも西郷部会長をお願いいたします。

**○西郷部会長** それでは、産業部会における農林業センサスの審議状況について説明させていただきます。

農林業センサスの変更につきましては、先月の6月21日の統計委員会で一部御報告しております。第1回及び第2回について、そのときは報告いたしました。第3回目の部会を7月12日に開催しております。

審議状況につきましては、お手元の資料の5になりますけれども、第2回目と第3回目の部会の結果概要について整理をしております。

このうち、第2回目に関しては、先月の統計委員会において御報告しておりますので、割愛させていただいて、本日、第3回目の部会の結果概要について報告をいたします。

第3回目では、第2回目の部会審議において整理、報告が求められた事項や、農林業センサスを構成する3つの調査票の変更事項について審議したほか、基本計画部会において御指摘のありました農林業センサスと経済センサスとの関係について審議をしております。今日は時間が限られておることもありますので、農林業センサスと経済センサスとの関係に絞って報告をさせていただきます。

まず、資料5の10ページ、(4)の「経済センサスとの関係に関する検討」を御覧ください。

農林業センサスと経済センサスの関係について、事務局からは2つの点が指摘されておりました。1点目は、経済センサスと農林業センサスでは調査対象と調査事項に一部重複が見られるが、このことについてどのように考えるのかということが1点です。

2点目は、重複している部分について、代替は困難であるとしても、より有効かつ高度な分析に資するという観点から、経済センサスと農林業センサスのデータリンケージを行って、必要な統計の整備を図るということができないかということでした。これらに対して、農林水産省からは次のような説明がありました。

まず、1点目の一部重複しているのではないかという点に関してですけれども、農林業センサスと経済センサスの調査対象の重複というのは、現時点では一部に限られている。もう少し具体的に言いますと、経済センサスでは「事業所」と言っていますが、農林業センサスでは「農林業経営体」と言っています。これが173万経営体あるのですけれど

も、そのうち、経済センサスのほうで対象としているのは、法人経営体の3万経営体。ですから、農林業センサスでカバーしている経営体の数のうちの1.7%ぐらいが重複している。経済センサスのほうから見れば、もっと重複の度合いというのは減るわけですね。そもそも重複している事業所ないしは農林業経営体の数が少ないということ、また、農林業は、災害、気象変動など、外的要因による影響を受けやすいことから、実施年が異なってしまうと、それだけで数値が異なってしまうから、データの移送等の代替は困難であるという説明がありました。

2点目のデータリンケージに関してですけれども、データリンケージにかかわる必要なコストや政策的なニーズも踏まえる必要はあるものの、データリンケージによって統計の高度利用や有益な分析に資するというのであれば、前向きに検討したいという説明がありました。

部会では、これらの説明を受けた上で審議をしたわけですけれども、まず、1点目の農林業センサスと経済センサスの重複に関しては、次のような議論が行われました。

資料5の10ページ目の2つ目の「・」で、経済センサスのデータを利用しようとした場合、販売金額に関しては調査実施時期が異なると全く違うデータになってしまっていて、実際に農林業センサスの調査実施時期と経済センサスの調査実施時期がずれているのですね。なので、土地、資本、労働力に係るデータを組み合わせて、最終的な生産に係る分析が、調査時期がずれてしまうとうまくできない。一方で、調査実施時期の違いの影響を受けにくい調査項目である開設時期とか、そういったものは代替可能かもしれないという御意見がありました。

10ページ目の最後の「・」ですけれども、こちらは、そもそも、片や経済センサスでは「事業所」と呼んでいて、農林業センサスのほうでは「農林業経営体」と言っている。何で用語が使い分けられているかということ、農林業センサスにおける生産の拠点である、昔は農家と呼んでいたものが多かった。それに法人の経営というのが加わって、事業所らしい装いを備えてきているとはいえ、まだまだ世帯としての属性というのを持っているようなものを、一挙に「事業所」と呼んでしまうのは難しいという面がある。なので、調査そのものがまだ100%産業統計と割り切れない部分もあるということから、重複が起きないように整理するということが難しいので、今の段階で、例えば農林業センサスをまるごと経済センサスで置きかえるようなことはできないのではないかという議論が行われました。

次に、データリンケージに関してですけれども、4つ目の「・」で「経済センサスは、単に主業でなく」云々というところですが、経済センサスは、主産業だけではなくて、従産業についても把握しているため、企業の全体像を把握することが可能となることから、今後、恐らく農業というのは大変な勢いで変化していくでしょうから、そういったときに、複数の事業がどういうふうに行われているのかということを考えていくということは非常に重要である。そういうことを把握するためには、農林業センサスの中だけでデータを作成するのではなくて、経済センサスと組み合わせることによって農業のダイナミ

ックな動きというのも捉えていくことができるであろうから、データリンケージは是非考えていくべきだという意見がございました。

今度は、11ページ目にまいりまして、1行目、これは10ページ目の最後の「・」の続きになるわけですが、今後、農家等の法人化が進むことが考えられることから、先ほど言ったことと大分重複するのですが、将来的には経済センサスと農林業センサスとがどういうふうに関係させるべきなのかということについて、真剣に考えなくてはならないのではないかという意見がありました。

同じく、11ページ目の最初の「・」、4行目ですが、今、農業の6次産業化ということがうたわれておりまして、農産物の直売所や農家レストラン、こういったものに取り組むという農業経営体がふえてきております。仮に経済センサスとのリンケージが可能になるということであれば、6次産業化の実態というのをもより捉えやすくなるということから、是非データリンケージについては考えるべきだ。

まとめますと、第1点目の経済センサスによる代替ないしはデータの移送ということに関しては、そもそも捉えているものが違うということと、調査時期の問題があるので、完全な代替というのは多分困難であろう。

2点目のデータリンケージに関しては、是非これは進めるべきだということが、部会の審議での一応の結論ということになりました。

以上で農林業センサスと経済センサスとの関係についての審議の御紹介というのは終わりですが、今後、第4回の部会は来週の30日に予定されておりますが、第3回で引き続き審議するとされた事項について審議して、できれば答申について決着したいと考えております。

私からの報告は以上です。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、西郷部会長、たくさんの宿題で申しわけございませんが、産業統計部会におきまして御審議いただければと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題は以上でございますが、先ほど御到着されましたオブザーバーの国土交通省、東井総合政策局官房審議官、7月の人事異動で着任なされましたので、一言御挨拶をお願いいたします。

**○東井国土交通省大臣官房審議官** 初めての会議から遅れて参って申しわけございません。国土交通省総合政策局の審議官、東井でございます。こういう統計のこと、これからしっかり自分で勉強していかなければいけないと思っておりますけれども、しっかりと貢献できるようにやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○樋口委員長** ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、次回の日程につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。



○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会は、8月26日の13時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。詳細につきましては別途御案内を申し上げます。

○樋口委員長 以上をもちまして、第66回の統計委員会は終了いたします。ありがとうございました。